

項番	内容	頁	該当箇所	質問内容	回答内容
1	募集要項	P5	5 管理運営経費 (1) ア	業務代行料の税務会計上の取り扱いはどのように取り扱うのか。補助金なのか給付金なのか支援金なのか。税務会計上、どのような取り扱いになるのか。ご教授いただきたい。	業務代行料は、指定管理者制度に基づき、行政から指定管理者に支払われるもの（委託料）です。業務代行料は補助金、給付金、支援金のいずれでもなく、提供するサービスに対する対価としての「収入」として扱われることが通常ですが、詳細な取扱いについては、税務署や税理士などの専門家にご相談ください。
2	—	—	—	建物ほかの固定資産税の納付は指定管理者が行うのか。	弘済長寿苑部分の土地・建物については行政所有となりますので、固定資産税は課されません。したがって、指定管理者が固定資産税を納付する必要はありません。 ただし、指定管理者が施設の管理運営を実施するにあたり取得した事業用の償却資産は、原則として固定資産税（償却資産）の課税対象となり、納付手続も指定管理業務に含まれること、及び、指定管理業務の支出に含まれることにご留意ください。
3	募集要項	P18	10 その他 (2)	指定期間の9年11カ月を経過したのちは再度募集を行いエントリーするのか。	本市において指定管理者制度を導入している施設は、指定管理期間の終了に伴い、次期指定管理者の募集に向けて、「指定管理者制度の導入効果」と「施設の管理運営の結果」などを検証することとしています。 弘済長寿苑についても、本市のルールに基づき、施設の設置目的に照らして十分な成果が得られているか、また、弘済長寿苑と新病院が円滑に連携することで新施設全体が一体的に機能を果たすことができているかといった観点も含め、管理運営手法として指定管理者制度の活用が最適であるかどうか等、今期の指定管理期間中に制度の導入効果等について検証を行います。 検証の結果、指定管理者制度を継続する場合には、指定管理期間が終了する年度に再度指定管理者の公募を実施しますので、今期の指定管理者であっても、改めて指定申請をしていただく必要があります。 指定管理者に指定された法人においては、こうした本市の検証に協力いただく必要がありますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

項番	内容	頁	該当箇所	質問内容	回答内容
4	募集要項	P3	2 施設の概要 (3)	<p>「実施事業」に、通所リハビリテーションと謳われていますが、「建物平面図案」の老健の専有エリア内に、通所リハビリテーションが出来る場所が無いように見受けられます。</p> <p>通所リハビリテーションを行う予定の場所とその面積や入浴設備の有無などを教えて下さい。</p>	<p>弘済長寿苑は、認知症に特化した施設であるため身体リハビリテーションに加え、精神療法や作業療法などの非薬物療法を実施するとともに、併設する新病院と弘済長寿苑の専門職が医療・介護の連携を図り、切れ目のない治療・先進的なリハビリを効果的に実施いただくものとなります。</p> <p>通所でのリハビリテーションや作業療法などを実施するスペースとして、4階多目的スペース（在宅支援）約150㎡及び、4階浴室を想定しています。</p> <p>認知症の人に対するリハビリテーションの実施方針については、「提案様式7」において具体的内容をご提案いただいております。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3階食堂・機能訓練室1 約80㎡</li> <li>・3階食堂・機能訓練室2 約80㎡</li> <li>・4階食堂・機能訓練室1 約80㎡</li> <li>・4階食堂・機能訓練室2 約80㎡</li> <li>・3階付室 約20㎡</li> <li>・4階付室 約20㎡</li> <li>・4階デイルーム1 約40㎡</li> <li>・4階デイルーム2 約70㎡</li> <li>・4階家族介護教室 約40㎡</li> <li>・4階多目的スペース（在宅支援） 約150㎡</li> <li>・3、4階入浴設備（介護浴室、機械浴室、脱衣室）</li> </ul>
5	弘済長寿苑 建物平面図案等 資料	—	—	<p>「建物平面図案」の老健の専有エリア内に、専用の機能訓練室が無いように見受けられます。3階と4階に食堂・機能訓練室が設置されているので、兼用の部屋のみ配置となるということでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。

項番	内容	頁	該当箇所	質問内容	回答内容
6	説明会資料	P14	7 職員配置	<p>認知症看護認定看護師相当及び認知症介護指導者相当の常勤職員を1名以上配置とありますが、「相当」とは具体的にどのような資格や経験などが想定されているのでしょうか。例えば日本認知症ケア学会が認定している認知症ケア上級専門士や総合ケア推進協議会が認定している認知症ケア指導管理士等は該当するのでしょうか。</p>	<p>「相当」とは、資格を保有していない場合においても、公的な資格である「認知症看護認定看護師」や「認知症介護指導者」の資格に準ずる実務経験や知識を有しており、求められた役割を果たすことを前提としています。</p> <p>具体的には、次のような項目を想定しており、</p> <p>(1) 認知症看護認定看護師や認知症介護指導者の資格試験の受験条件を満たしていること。</p> <p>(2) 認知症ケアに関して、長年の実務経験を有し、実績を積んでいること（ケアプランの立案やBPSDへの対応など、専門的なケアを行ってきた経験）。</p> <p>(3) 認知症ケアに関する継続的な研修やセミナーを受講しており、最新の知識や技術を習得していること。</p> <p>公的な資格を取得していることが最も望ましいと考えていますが、資格保有の有無にかかわらず、上記のような条件を満たすなど、実務において有資格者と同等の専門的なケアを提供できる能力を有している職員の配置を求めています。</p> <p>「提案様式7」において、どのような人材を配置するかについて、具体的にご提案いただくようお願いいたします。</p>
7	仕様書 (指定管理業務委託)	P9	新施設における施設維持管理業務に関して	<p>設備総合管理業務委託につきましては、専有面積比率（20.01％）により按分で、新老健に範囲が及ばない委託内容についての費用負担はないとあります。別紙1に記載されている内容が、建物全体の施設維持管理業務で、別紙2に記載されている内容が、その別紙1の内、指定管理者が負担すべき施設維持管理業務で専有面積比率による負担となると考えても良いのでしょうか。</p> <p>つまり、別紙2に記載されていない別紙1の内容に関しては、負担は発生しないということでしょうか。</p>	<p>別紙1は、新施設を一体的に維持管理・運営していく必要があることから、公立大学法人大阪が一括して契約したうえで、所定の按分率に基づき指定管理者が費用を負担するものをお示ししています。</p> <p>別紙2については別紙1以外のもので、指定管理者の専有エリアのみに影響が波及するものを想定しており、維持管理・運営していくうえで指定管理者のみが対応する必要があると想定されるものをお示しています。</p> <p>なお、あくまで現時点で想定しているものであるため、表にお示ししている業務がすべてではないことにご留意いただくとともに、資料にも記載していますが、専有面積比率についてはあくまで現時点での費用按分率であり、建物引き渡し後の専有面積比率により費用の按分率は変更する可能性があることにご留意ください。</p>
8	説明会資料	P7	4 施設について	<p>【完成イメージ図】につきまして、駐車スペースが設けられているように見受けられますが、その中に老健の専有の駐車スペースは設けられる予定でしょうか。</p>	<p>弘済長寿苑の専有の駐車スペースとして病院老健棟西側スペースに5台程度を確保する予定としています。ただし、現在、公立大学法人大阪との協議中のため、具体的な駐車場所についてはまだ決まっていません。</p>

項番	内容	頁	該当箇所	質問内容	回答内容													
9	募集要項	P4	4 指定管理者が行う業務 (2)エ	この部分は、建物及び建物付属設備の保守費用は、指定管理者が負担する事になるかと思いますが、土地及び建物、建物付属設備の使用料は、支払いが不要との理解でよろしいでしょうか。また、固定資産税の負担も不要でしょうか。	指定管理者制度においては、土地及び建物、建物付属設備を貸し付けるものではありませんので、お見込みのとおり、土地および建物、建物付属設備の使用料は発生しません。 また、弘済長寿苑部分の土地・建物については行政所有となりますので、固定資産税は課されません。したがって、指定管理者が固定資産税を納付する必要はありません。 ただし、指定管理者が施設の管理運営を実施するにあたり取得した事業用の償却資産は、原則として固定資産税（償却資産）の課税対象となり、納付手続も指定管理業務に含まれること、及び、指定管理業務の支出に含まれることをご留意ください。													
10	募集要項	P6	5 管理運営経費（3）	<p>【1】 こちらの総収入から総支出は、自主事業等を含めたものでしょうか。5%を上回った場合の「上回った金額」というのは、自主事業の利益も含むすべての事業の5%を超える利益の50%を還付するという事でしょうか。つまり、自主事業の利益が5%を超える分についても、還付の対象となり得るのでしょうか。 それとも弘済長寿苑の利益の5%を超える部分の50%のみを還付するのでしょうか。</p> <p>【2】 自主事業等が赤字の場合のみ、自主事業等を除く弘済長寿苑の利益のみで5%を超える部分の50%を還付するとの事です。弘済長寿苑のみが赤字の場合は、全体から還付する可能性があるのでしょうか。</p>	<p>【1】 各事業年度において、施設全体の総収入から総支出を差し引いた結果、利益が生じた場合に、その利益が総収入額の5%を超える場合、超過分の50%を本市に納付していただくことになります。この利益の計算には、自主事業及び付随許可等の収支も含まれます。 ただし、自主事業及び付随許可等の収入が支出を下回り赤字となった場合には、その年度の収支計算において、総収入額及び総支出額に自主事業及び付随許可等を含めない形で計算を行います。</p> <p>【2】 老健事業の収支（自主事業等の収支を除く）が赤字で、自主事業等の収支が当該赤字額以上の利益が生じることにより、総収入から総支出を差し引いた額が総収入額の5パーセントを超える場合は納付の対象となります。</p> <table border="1" data-bbox="1205 847 2047 1139"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="2">老健事業</th> </tr> <tr> <th>黒字</th> <th>赤字</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">自主事業等</td> <td>黒字</td> <td>利益(※)が総収入(自主事業等を含む)の5%を超える場合、超過分の50%を納付 ※利益は老健事業（黒字）と自主事業等（黒字）の合算</td> <td>利益(※)が総収入(自主事業等を含む)の5%を超える場合、超過分の50%を納付 ※利益は老健事業（赤字）と自主事業等（黒字）の合算</td> </tr> <tr> <td>赤字</td> <td>利益(※)が総収入(自主事業等を除く)の5%を超える場合、超過分の50%を納付 ※自主事業等（赤字）は合算しない</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			老健事業		黒字	赤字	自主事業等	黒字	利益(※)が総収入(自主事業等を含む)の5%を超える場合、超過分の50%を納付 ※利益は老健事業（黒字）と自主事業等（黒字）の合算	利益(※)が総収入(自主事業等を含む)の5%を超える場合、超過分の50%を納付 ※利益は老健事業（赤字）と自主事業等（黒字）の合算	赤字	利益(※)が総収入(自主事業等を除く)の5%を超える場合、超過分の50%を納付 ※自主事業等（赤字）は合算しない	
		老健事業																
		黒字	赤字															
自主事業等	黒字	利益(※)が総収入(自主事業等を含む)の5%を超える場合、超過分の50%を納付 ※利益は老健事業（黒字）と自主事業等（黒字）の合算	利益(※)が総収入(自主事業等を含む)の5%を超える場合、超過分の50%を納付 ※利益は老健事業（赤字）と自主事業等（黒字）の合算															
	赤字	利益(※)が総収入(自主事業等を除く)の5%を超える場合、超過分の50%を納付 ※自主事業等（赤字）は合算しない																

項番	内容	頁	該当箇所	質問内容	回答内容
11	募集要項	P5~6	5 管理運営経費（1） （ア）	業務代行料を収支計画で提案して、協定締結時に各年度の金額及び総額を決定されますが、実際の収支が悪化した場合でも、その後に増額変更する事はできないという事でしょうか。	業務代行料は、収支が悪化した場合でも、原則として増額変更することはできません。 業務代行料を含む収支計画につきましては、今後の収支見通しやリスク管理を十分に考慮していただいたうえでご提案ください。
12	説明会資料	P9	4 施設について	「指定管理者は、所定の按分比率に基づき発生する費用について負担いただきます。」とありますが、収支計画作成の為に金額の影響が大きい給食委託費及び設備管理費の目安の金額について教えていただく事は可能でしょうか。	給食業務や設備維持管理に関する委託契約は、公立大学法人大阪が今後入札等を実施し、事業者を決定する予定です。そのため、現時点では具体的な金額についてお答えすることができません。 収支計画を作成する際には、施設の規模や貴法人・他法人が実施している介護老人保健施設等での委託費用を参考に十分に考慮いただいた費用を計上してください。
13	募集要項	P18	10 その他 （2）	第2特養に在籍する職員が転職希望をした場合とありますが、こちらについては、退職をした上での採用という事でよろしいでしょうか。また、採用条件は、当法人の職員と同様の基準での協議という理解でよろしいでしょうか。現在希望者は何人位、いるのでしょうか。	弘済院第2特養の職員が貴法人への転職を希望し協議が整った場合、当該職員は本市を退職することとなります。採用条件など具体的な協議は個人と貴法人との間で行われることになります。その際には、誠意をもって対応していただきたいと考えています。 なお、現時点では、採用条件等について不明確なことから転職を希望する者の人数は把握していません。

項番	内容	頁	該当箇所	質問内容	回答内容
14	説明会資料	P14	7 職員配置	<p>認知症看護認定看護師相当の職員とは、老健施設で全老健の研修等を受けながら、10年以上勤務している看護師等は該当しますか。</p> <p>どうしても認定看護師が必要なのであれば、特養の弘済院第2特別養護老人ホームの認知症看護認定看護師の方の異動を依頼する事は出来るのでしょうか。</p>	<p>「相当」とは、資格を保有していない場合においても、公的な資格である「認知症看護認定看護師」や「認知症介護指導者」の資格に準ずる実務経験や知識を有しており、求められた役割を果たすことを前提としています。</p> <p>具体的には、次のような項目を想定しており、</p> <p>(1) 認知症看護認定看護師や認知症介護指導者の資格試験の受験条件を満たしていること。</p> <p>(2) 認知症ケアに関して、長年の実務経験を有し、実績を積んでいること（ケアプランの立案やBPSDへの対応など、専門的なケアを行ってきた経験）。</p> <p>(3) 認知症ケアに関する継続的な研修やセミナーを受講しており、最新の知識や技術を習得していること。</p> <p>公的な資格を取得していることが最も望ましいと考えておりますが、資格保有の有無にかかわらず、上記のような条件を満たすなど、実務において有資格者と同等の専門的なケアを提供できる能力を有している職員の配置を求めています。</p> <p>「提案様式7」において、こういった人材を配置するかについて、具体的に提案いただくようお願いします。</p> <p>なお、現時点では、弘済院第2特養に認知症看護認定看護師は在籍していません。</p>
15	説明会資料	P15	8 開設準備業務	<p>開設準備業務にある準備行為について、開設準備期間中の想定外、または想定以上に費用発生した場合はどうなるのでしょうか。</p>	<p>開設準備業務に関する費用は、募集要項13ページから14ページや開設準備業務委託仕様書(案)を確認いただき、説明会資料15ページの表に記載されている業務を実施するために必要な経費を各項目ごとに上限額の範囲内で十分に考慮した上でご提案いただくようお願いいたします。なお、契約金額は、提案金額を上限額として、本市と協議を行ったうえで決定します。</p> <p>なお、開設準備業務委託に含まない「指定管理者として通常行う業務」に関しては、「大阪市立介護老人保健施設弘済長寿苑指定管理業務委託仕様書（案）の7施設管理運営の開始にあたって（7ページ）」に記載のとおり、事業者のご負担で実施いただきますので、ご留意ください。</p>
16	説明会資料	P16	9 介護DXの推進	<p>介護DXの推進の中に、認知症利用者を落ち着かせるメンタルコミットロボットや天井走行型リフト・入浴時のリフト、車いす洗浄機等も該当するのでしょうか。</p>	<p>メンタルコミットロボットや天井走行型リフト、入浴時のリフト、車いす洗浄機などの機器については、職員の業務効率を高め、負担を軽減し、利用者への質の高い介護サービスを提供するための介護DXを推進するものとして位置づけられますので、本市と指定管理予定者がその必要性などを協議の上、予算の範囲内で購入品目を決定します。</p> <p>介護請求やケア記録、ケアプラン作成等のシステム導入については、開設準備業務委託契約の中で指定管理予定者が弘済長寿苑開設までに整備することを求めているところですが、上記の機器等と同様に介護DXを推進することを念頭にご提案ください。</p> <p>なお、弘済長寿苑の建物・設備の仕様はすでに決定しており、当該仕様をもとに建設工事を進めていることから、設置できる機器等及びシステムについては施工調整上、可能なものに限られます。詳細については、「開設準備業務仕様書（案）別紙」をご確認ください。</p>

項番	内容	頁	該当箇所	質問内容	回答内容
17	仕様書 (指定管理業務委託)	P7	6 業務内容 (6)	指定管理業務委託仕様書の7Pにある自主事業とは、月に数回開催するオレンジカフェ等も該当するのでしょうか。	自主事業とは、本市が求める業務水準や施設の目的事業以外に、指定管理者が施設の設置目的の達成に寄与する事業を、自らのノウハウを活用して実施することができる性質のものです。 オレンジカフェのような月に数回開催するイベントも、本市の承認のもと自主事業として実施することは可能です。ただし、自主事業を実施することによって、本来業務の効果的な実施に影響を与えることがないように、十分にご留意いただく必要があります。 施設の有効活用を図る観点から、自主事業を計画される場合は、「提案様式7」において、具体的内容をご提案いただくようお願いします。
18	募集要項	P1	1 施設の設置趣旨・目的	大阪市の認知症施策の中核的役割を担う施設として取り組むとありますが、入所対象者は全て「認知症」の該当する方のみになるのでしょうか。認知症に該当せず、身体介護を要する方の入所は不可になるのでしょうか。（空床確保対策も踏まえて）	弘済長寿苑は、原則として認知症の症状がある要介護者等（疑いがある人を含む）を受け入れていただくこととなります。その中でも活動性の高い認知症の行動・心理症状（BPSD）や若年性認知症あるいは前頭側頭型認知症など、認知症のより専門的なケアが必要な人を積極的に受け入れ、併設する新病院や専門医療機関（精神科病院など）と連携しながら認知症にかかる専門的な医療・介護を一体的に提供していただくこととしています。
19	募集要項	P6	5 管理運営経費（3）	総収入、総支出は営業収支を差し引いた営業利益なのか、営業外収支も差し引いた経常利益、もしくは当期純利益のいずれを意味されていますでしょうか。また、各事業年度の収支とは、当該事業（新老健）の収支のみを指しているのか、それとも法人全体の収支を指しているのか、どちらでしょうか。	各事業年度の収支は、法人全体の収支ではなく、弘済長寿苑（自主事業含む）の運営にかかる収支のみを指します。 「募集要項6ページ（3）利益配分」に記載の「利益」とは、弘済長寿苑（自主事業含む）の運営にかかる総収入（業務代行料含む）から総支出を差し引いた金額です。 なお、自主事業が赤字の場合は、収支に含みませんのでご注意ください。
20	募集要項	P9～11	7 指定管理者の申請手続きに関する事項 (6)	⑩新老健の管理運営に関する収支計画書の作成について、建物および大阪市が調達する「医療（介護）機器、什器、備品」P14に関して本収支計画（様式8-1）の「減価償却費から除く」の考えてよろしいでしょうか。	医療（介護）機器、什器、備品については本市の所有となります。したがって、これらの資産に関する減価償却費は、施設を運営する法人の収支計画書には計上する必要はありません。

項番	内容	頁	該当箇所	質問内容	回答内容
21	募集要項	P13	7 指定管理者の申請手続きに関する事項(7)オ	「第2特養の入所者が新老健への入所を希望する場合は、原則受け入れること」とあります。また、【指定管理業務委託仕様書 p4(3)カ施設管理に関する業務】において、「入所の選定にあたっては、入所選考委員会を設置する等、適切に行うこと」とありますが、収支計画等作成にあたり、定員70名のうち何割程度の受け入れを想定しておけば宜しいでしょうか。また、入所選考委員会メンバーの指定等がありますでしょうか。	現時点では、弘済長寿苑への入所希望者数は把握しておりません。 なお、令和7年2月末時点の弘済院第2特養の入所者数は、29名です。 入所選考委員会についてはメンバーの指定はありませんので、適切な入所選考を行うためのメンバーを指定管理者において選定いただくようお願いします。
22	募集要項	P16	8 指定管理予定者の選定(2)	「指定管理予定者の選定は、書類審査及びヒアリングによって行う」とありますが、ヒアリング時にはプレゼンテーション資料等の準備は必要でしょうか。	ヒアリングにおいては、応募申請時に提出いただいた書類に基づきプレゼンテーションを行っていただきます。 プレゼンテーションの実施に関する注意事項など詳細については、別途ご案内します。
23	募集要項	P18	10 その他(2)	「第2特養に在籍する本市介護福祉職員等が新老健へ転籍を希望する場合には、誠意をもって対応すること」とありますが、在職職員への転籍希望アンケート等は市側で実施されるのでしょうか。また、雇用する際の給与体系は、現在の給与を保障するなどの条件はありますでしょうか。	指定管理予定者への転職希望の確認は本市で行います。 転職を希望した場合、条件など具体的な協議は個人と指定管理予定者との間で行われることになります。 その際には、誠意をもって対応していただきたいと考えています。
24	募集要項	P19	(別表1) リスク分担表	「(リスクの種類) 管理経費の膨張>大阪市以外の要因による管理経費の膨張」は指定管理者の負担となっておりますが、大阪市側で委託契約するものうち、物価上昇等で委託金額の引き上げが発生する場合には、指定管理者による交渉関与が出来ませんが、指定管理者の負担となるのでしょうか。	ご質問の「大阪市側で委託契約」とある部分は「公立大学法人大阪が一括して行う委託契約」と読み替えたうえで、以下回答します。 収支計画書(様式8-1)の作成にあたっては、原材料価格、エネルギーコスト等の上昇の影響を十分見込んだうえで、ご提案ください。ご質問の「指定管理者による交渉関与ができませんが、指定管理者の負担となるのか」の部分についてはお見込みのとおりです。 なお、想定しうる影響範囲を大幅に超える物価高騰など、リスク分担における「収支計画に多大な影響を及ぼす場合」に該当する場合は、本市と協議することができます。

項番	内容	頁	該当箇所	質問内容	回答内容
25	説明会資料	P14	7 職員配置	認知症介護指導者相当の職とありますが、具体的にどのようなことでしょうか。	<p>「相当」とは、資格を保有していない場合においても、公的な資格である「認知症看護認定看護師」や「認知症介護指導者」の資格に準ずる実務経験や知識を有しており、求められた役割を果たすことを前提としています。</p> <p>具体的には、次のような項目を想定しており、</p> <p>(1) 認知症看護認定看護師や認知症介護指導者の資格試験の受験条件を満たしていること。</p> <p>(2) 認知症ケアに関して、長年の実務経験を有し、実績を積んでいること（ケアプランの立案やBPSDへの対応など、専門的なケアを行ってきた経験）。</p> <p>(3) 認知症ケアに関する継続的な研修やセミナーを受講しており、最新の知識や技術を習得していること。</p> <p>公的な資格を取得していることが最も望ましいと考えておりますが、資格保有の有無にかかわらず、上記のような条件を満たすなど、実務において有資格者と同等の専門的なケアを提供できる能力を有している職員の配置を求めています。</p> <p>「提案様式7」におきまして、どういった人材を配置するかについて、具体的に提案いただくようお願いいたします。</p>
26	説明会資料	P17	10 スケジュール (公募期間)	ヒアリングの際各法人がプレゼンする場が設けられますか。	<p>ヒアリングにおいては、応募申請時に提出いただいた書類に基づきプレゼンテーションを行っていただきます。</p> <p>プレゼンテーションの実施に関する注意事項など詳細については、別途ご案内します。</p>

項番	内容	頁	該当箇所	質問内容	回答内容
27	説明会資料	P8	4 施設について	通所リハビリテーションのデイルームの㎡数はいくらで申請されますか。	<p>通所でのリハビリテーションや作業療法などを実施するスペースとして、4階多目的スペース（在宅支援）約150㎡及び、4階浴室を想定しています。</p> <p>認知症の人に対するリハビリテーションの実施方針については、「提案様式7」において具体的内容をご提案いただくようお願いします。</p> <p>なお、介護保険法第94条に基づく介護老人保健施設の開設許可申請手続きについては、指定管理予定者において行っていただきます。</p> <p>（参考）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3階食堂・機能訓練室1 約80㎡</li> <li>・3階食堂・機能訓練室2 約80㎡</li> <li>・4階食堂・機能訓練室1 約80㎡</li> <li>・4階食堂・機能訓練室2 約80㎡</li> <li>・3階付室 約20㎡</li> <li>・4階付室 約20㎡</li> <li>・4階デイルーム1 約40㎡</li> <li>・4階デイルーム2 約70㎡</li> <li>・4階家族介護教室 約40㎡</li> <li>・4階多目的スペース（在宅支援） 約150㎡</li> <li>・3、4階入浴設備（介護浴室、機械浴室、脱衣室）</li> </ul>
28	説明会資料	P8	4 施設について	通所リハビリテーションの定員は何名or何単位か、通所リハビリの1日あたりの受け入れ可能人数はどのくらいでしょうか。	通所リハビリテーションの定員及び1日あたりの受け入れ可能人数は、法令で定める設備基準等を踏まえ、「提案様式7」において、リハビリテーションの実施方針を具体的にご提案ください。
29	説明会資料	P6	3 弘済長寿苑のコンセプト	地域の専門職とはどのような人材でしょうか。	<p>「地域の専門職」とは、地域における介護力の向上を図るために重要な役割を担う人材を指します。弘済長寿苑では、併設する新病院や地域の専門職人材を受け入れ、実地研修等を実施できる体制を構築していくことが求められています。</p> <p>具体的には、併設する新病院や研究施設をはじめとして、地域の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、地域包括支援センター等に所属する看護職員や介護職員等を受け入れることを想定しています。これにより、地域の介護力の向上に寄与し、地域全体の介護サービスの質を高めることをめざしています。</p>

項番	内容	頁	該当箇所	質問内容	回答内容
30	説明会資料	P14	7 職員配置	指導者となりうる理学療法士または作業療法士とは、認定療法士を指すのか、研究実績があることを指すのか、認知症ケアに関する実績を要していることを指すのか、具体的な指標はありますか。	説明会資料に記載のとおり、併設する新病院と連携し、一体的なリハビリテーションプログラムを構築するとともに、リハビリテーションの一環で得られた知見を研究施設と連携するなど、研究部門と連携する役割を果たせる方を求めています。ご質問の認知症ケアに関する実績等やこういった人材を配置するかについては、「提案様式7」において、具体的にご提案いただくようお願いします。
31	募集要項	P12	7 指定管理者の申請手続きに関する事項 (7)イ	(i) 事業計画 認知症の人に対するリハビリテーションの実施方針について、超強化型、強化型、加算型のどの区分算定を目指して運営していくことが求められますか。	介護老人保健施設は、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号・第1章）」において「施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すものでなければならない」とされており、在宅復帰、在宅療養支援のための地域拠点となる施設であり、リハビリテーションを提供する機能維持・改善の役割を担う施設となります。居宅における生活への復帰をめざすものでなければならないことを踏まえ、将来的には「在宅強化型」や「在宅強化型（超強化型）」をめざして運営していくものと考えております。 一方で、弘済長寿苑は、原則として認知症の症状がある要介護者等（疑いがある人を含む）を受け入れていただくこととしています。中でも活動性の高い認知症の行動・心理症状（BPSD）や若年性認知症あるいは前頭側頭型認知症など、認知症のより専門的なケアが必要な人を「もの忘れフロア」を中心に積極的に受け入れ、併設する新病院や専門医療機関（精神科病院など）と連携しながら認知症にかかる専門的な医療・介護を一体的に提供していただくこととしています。 それらを踏まえ、施設の3階にある「身体合併症フロア」（内科・外科系）（定員60名）及び4階にある「もの忘れフロア」（定員40名）をどのように管理運営していくかについて、「提案様式7」においてご提案いただくようお願いします。
32	募集要項	P13	7 指定管理者の申請手続きに関する事項 (7) ◆開設準備にかかる提案にあたっての留意事項	各種システム整備経費について、インフラ関連の見積もりを行うにあたって現地調査に行く事は可能か。それとも図面上からのおおよそ概算を試算する方が良いでしょうか。	本施設は現在建設中のため、現地調査はできません。建物平面図案に基づき、費用の試算をお願いします。 なお、提案金額を上限額として、本市と協議を行ったうえで、契約金額を決定しますのでご注意ください。
33	募集要項	P13	7 指定管理者の申請手続きに関する事項 (7) ◆開設準備にかかる提案にあたっての留意事項	大阪公立大学医学部附属健康長寿医学センター病院では、地域医療情報連携ネットワークは導入予定でしょうか。	新病院への地域医療情報連携ネットワークの導入については、今後の検討課題となっています。

項番	内容	頁	該当箇所	質問内容	回答内容
34	指定管理業務の 基準	P9	4 指定管理者として果たすべき責任 (10)	災害・緊急時の医療対応体制は隣接病院にどの程度求められますか。	BCP策定を行う際に必要な項目については、指定管理予定者で作成していただくこととなりますが、医療対応の体制につきましては、指定管理予定者決定後に、公立大学法人大阪と協議してください。
35	仕様書 (指定管理業務委託)	P2~3	6 業務内容 (1)	「エ」について、老健に入所中の方の検査・画像診断は併設施設で利用可能でしょうか。	新病院とは運営主体が異なるため、原則として、通常の医療機関への依頼と同様の対応となります。検査・画像診断の内容や利用者の状況にもよりますので、詳細な運用ルール等につきましては、指定管理予定者決定後に、公立大学法人大阪と協議してください。
36	仕様書 (指定管理業務委託)	P2~3	6 業務内容 (1)	「エ」について、隣接の病院から老健への入所の場合に、例えば認知症で高額な薬価の薬などは長期処方などの配慮がありますか。	原則として、通常の医療機関と同様の対応となります。
37	仕様書 (指定管理業務委託)	P9	(資料1) 新施設における施設維持管理業務に関して	共用部分の管理・清掃などどのように考えたらよいでしょうか。	資料1の表にあるとおり、共用部の管理・清掃業務については、公立大学法人大阪が一括して契約します。費用につきましては、専有面積比率により按分した金額を指定管理者に負担いただきます。
38	仕様書 (指定管理業務委託)	P1	2 施設の管理運営に関する基本的な考え方	弘済院第1特別養護老人ホームとの連携について、求められることはありますか。	旧弘済院第1特別養護老人ホーム（現みなと弘済園）は、民間法人が運営しています。他の特養等と同様の対応となります。
39	仕様書 (指定管理業務委託)	P1	3 業務の範囲	(3) 関連施設との連携について、連携会議など、開催の提案は可能でしょうか。	「(4)関係機関との連絡調整に関すること」に関する質問であると想定して、回答します。施設の機能が最大限に発揮されるよう、連携会議の開催などの提案についても、積極的にご検討ください。

項番	内容	頁	該当箇所	質問内容	回答内容
40	大阪市が調達する「医療（介護）機器、什器、備品（家電含む）」の一覧	—	—	酸素・吸引の設備はどのようになっていますか。	中央配管設備は整備していませんので、酸素は酸素ポンペ、若しくは、在宅酸素等の設備を使用、吸引はポータブル吸引機等の使用となります。なお、現時点で本市が調達する予定の「医療（介護）機器、什器、備品（家電含む）」の一覧には記載していませんので、調達の可否等について、指定管理予定者決定後に協議させていただきます。
41	説明会資料	P14	7 職員配置	弘済院第2特別養護老人ホームの機能継承に関して、指定管理者側に伝達可能な指導者の配置が可能でしょうか。	弘済院第2特養の機能を継承するための研修を実施することを開設準備業務委託仕様書2ページに記載しています。研修内容の詳細や対象職員、研修頻度等については本市と協議のうえ、決定することとしています。現時点では、開設準備業務を担う指定管理予定者の職員に対し、弘済院第2特養の職員等が研修することを想定しています。
42	仕様書（指定管理業務委託）	P2	6 業務内容（1）オ	弘済院第2特別養護老人ホームの職員の方から、ルーティン化療法や前頭側頭型認知症・若年性認知症の人の事例を踏まえた研修を受講させていただくことは可能でしょうか。	開設準備業務において、弘済院第2特養の機能を継承するための研修を実施することとしており、内容については、開設準備業務委託仕様書2ページに記載のとおり「弘済院第2特養が蓄積してきた認知症の行動・心理症状（BPSD）への対応や認知症の本人の意思を尊重し、ニーズに対応したより専門的な認知症ケアなどの知識・技術・ノウハウの継承・習得するための研修」を想定しています。
43	仕様書（指定管理業務委託）	P9	（資料1） 新施設における施設維持管理業務に関して	厨房、掃除の委託は病院主導で費用の案分となっていますが、試算表に経費計上をいくらにしておいたらよいでしょうか。	給食業務や清掃に関する委託契約は、公立大学法人大阪が今後入札等を実施し、事業者を決定する予定です。そのため、現時点では具体的な金額についてお答えすることができません。収支計画を作成する際には、施設の規模や貴法人・他法人が実施している介護老人保健施設等での委託費用を参考に十分に考慮いただいた費用を計上してください。
44	大阪市が調達する「医療（介護）機器、什器、備品（家電含む）」の一覧	—	—	冷蔵庫について、老健のフロア（3・4階）に簡易キッチン、患者様用冷蔵庫などはありますか。	利用者が使用できる簡易キッチンや冷蔵庫の想定はしていません。入所者の各居室においては、指定管理予定者が必要に応じて床頭台等をリース契約により調達することを想定しているため、本市で調達する予定はありません。

項番	内容	頁	該当箇所	質問内容	回答内容
45	募集要項	P21	(別表2) 利用料金の一覧	診療報酬(2,010円)と介護報酬(1,445円)での食事療養費設定にかなり差があるが、委託給食での同一献立・同一価格は必須でしょうか。さらにおやつ提供などを考慮すると、コスト超過の可能性が高いかと思われます。	給食業務の委託においては、新病院と弘済長寿苑は、同一献立・同一価格が必須です。なお、行事食やおやつなどの弘済長寿苑独自の献立は、給食業者と契約後に、給食業者、公立大学法人大阪、指定管理予定者の3者で協議することとなります。
46	仕様書 (指定管理業務委託)	P9	(資料1) 新施設における施設維持管理業務に関して	水道・ガス料金について、厨房での水光熱費は病棟の専有部分での按分もしくは食数での按分でしょうか。	厨房を含め施設の水道・ガス料金及び共用部の電気料金は、専有面積比率により按分した金額を指定管理者に負担いただきます。
47	仕様書 (指定管理業務委託)	P10	(資料1) 給食業務委託契約にあたっての留意点	併設病院での厨房委託業者選定基準をご教示いただきたいです。(仕様書の内容、希望価格など)	給食業者の選定は公立大学法人大阪が行うこととしています。現時点で給食業者を選定するための仕様書の内容等はまだ固まっていませんので、お示しできません。
48	仕様書 (指定管理業務委託)	P10	(資料1) 給食業務委託契約にあたっての留意点	委託管理費、厨房消耗品、災害食の費用負担按分はどのようになりますか。	現時点で給食業者を選定するための仕様書の内容等はまだ固まっていませんので、委託管理費及び災害食の費用負担按分はお示しできません。 厨房消耗品については原則として折半とします。
49	仕様書 (指定管理業務委託)	P10	(資料1) 給食業務委託契約にあたっての留意点	「給食業務運営に関わる仕様に関しては併設病院に合わせる」とは、併設病院主導なのか、相談して決定でしょうか。	原則として給食業務の運営に関わる仕様に関するについては新病院が主となり進めます。
50	仕様書 (指定管理業務委託)	P10	(資料1) 給食業務委託契約にあたっての留意点	老健で使用する給食システムは老健が費用負担し整備する必要があるのか。それとも病院と共用で使用するためソフトの指定などがあり、費用按分となりますか。	給食システムを導入する場合は、開設準備業務として指定管理予定者において整備することが可能です。なお、ソフトを導入する場合は新病院と弘済長寿苑においては運営主体が異なるため、共用で使用することはありません。

項番	内容	頁	該当箇所	質問内容	回答内容
51	仕様書 (指定管理業務委託)	P10	(資料1) 給食業務委託契約にあたっての留意点	栄養補助食品の費用負担は施設側、委託側、一部委託（施設側 献立に一部組み込むなど）などどのような想定をされますか。	給食業者決定後に、給食業者、公立大学法人大阪、指定管理予定者での3者で協議することとし、指定管理者に費用負担していただきます。
52	仕様書 (指定管理業務委託)	P10	(資料1) 給食業務委託契約にあたっての留意点	経腸栄養剤の費用負担は施設側の想定でしょうか。	給食業者決定後に、給食業者、公立大学法人大阪、指定管理予定者での3者で協議することとし、指定管理者に費用負担していただきます。
53	仕様書 (指定管理業務委託)	P10	(資料1) 給食業務委託契約にあたっての留意点	栄養補助食品、経腸栄養剤の内容は病院と合わせる必要がありますか。	給食業者決定後に、給食業者、公立大学法人大阪、指定管理予定者での3者で協議いただくこととなりますので、現状での想定はできかねます。
54	仕様書 (指定管理業務委託)	P10	(資料1) 給食業務委託契約にあたっての留意点	認知症に特化した施設として、病院・老健を通して、既存の施設とは違う食事での取り組みなどは何か想定されていますか。	摂食・嚥下状況に合わせた軟食、刻み食、ペースト食など細かな設定が必要と考えていますが、特殊な献立等、既存の施設と異なる食事の取組は想定しておりません。
55	仕様書 (指定管理業務委託)	P10	(資料1) 給食業務委託契約にあたっての留意点	厨房隣接の栄養科事務室は病院・老健栄養士で共用か。共用であれば何名配置を想定しているか。別であればどこに事務室がありますか。	厨房隣接の栄養部事務室は新病院専有です。弘済長寿苑の栄養士は、2階老健事務室での作業を想定しており、厨房へは新病院専有部分の通路を利用していただきます。

項番	内容	頁	該当箇所	質問内容	回答内容
56	仕様書 (指定管理業務委託)	P10	(資料1) 給食業務委託契約にあたっての留意点	厨房に関連する業務で老健栄養士が関わる業務はあるか。またどのような業務の想定をされていますか。	給食業者や公立大学法人大阪との調整等に加え、以下のような業務を想定しております。 ・新病院栄養士との連携 ・献立作成、栄養管理 ・入所者の摂食状況の把握、栄養指導、スタッフとのカンファレンス等への参加 ・衛生管理 ・監査対応 等 なお、現時点で給食業者を選定するための仕様書の内容等は固まっていません。
57	仕様書 (指定管理業務委託)	P10	(資料1) 給食業務委託契約にあたっての留意点	病院での栄養管理ソフトは何を使用される予定か。老健で使用する介護用ソフトとの連携、互換性がありますか。	新病院のシステムはまだ確定していませんので、互換性については未確定です。なお、セキュリティ上、新病院の介護ソフトとの連携はできません。
58	申請様式	—	様式7	「大阪市の認知症施策との整合」について、「申請様式7」の大阪市の認知症施策との整合のところで、参画した実績・事例について、事例は一つ上げて詳しく記載した方が宜しいでしょうか。	「大阪市の認知症施策との整合」に限らず、選定項目として記載されている内容はすべて指定管理予定者の審査・選定のための基礎資料となり、重要なものです。法人の取組や成果を明確に記載してください。 なお、応募申請にあたっての提出書類（募集要項7（6）提出書類等）の記載において、様式の枠内で文字が収まらない場合は、適宜幅を調整するなど、見やすい提案書となるようご配慮ください。
59	募集要項	P3	2 施設の概要 (4)	併設施設（病院、研究所等）のリハビリ設備、施設の使用は可能でしょうか。	新病院と弘済長寿苑は運営主体が異なるため、病院のリハビリ点数の各種算定要件や責任の所在等の安全面の観点から、新病院のリハビリ室の設備を使用することはできません。
60	申請様式	—	様式10	様式10（ii）開設準備業務計画 開設準備業務にかかる人員体制について 併設施設（病院、研究所等）の人材のフォローは可能でしょうか（併設病院からの人員の応援はご依頼できますか？）。	開設準備業務にかかる人員配置については、指定管理予定者が決めるものです。 新病院や研究施設の職員が開設準備業務に従事するなどの応援対応はできません。

項番	内容	頁	該当箇所	質問内容	回答内容
61	仕様書 (指定管理業務委託)	P2	6 業務内容 (1) エ	病院と老健間で入退院があった場合は、同フロア間で行き来出来るのか。	非常時を除き、感染対策、離棟防止などの医療安全面も考慮し、原則として新病院と弘済長寿苑の同フロア間での移動はできません。
62	申請様式	—	様式3	申請書様式3の「免許・登録」へはどういった内容を記載すればよいでしょうか。	「免許・登録欄」には、法人が受けている免許・登録がある場合に記載してください。例えば、「登録喀痰吸引等事業者」である場合、事業所名・登録年月日、実施する喀痰吸引等（特定行為）の行為等について記載してください。（都道府県知事通知の写しの添付でも可）
63	申請様式	—	様式8-1	「収支計画書」において、募集要項p6（3）利益配分に記載のある御市への納付額を記載する必要があるのでしょうか。また当該納付金は、指定管理者負担金として扱われるのでしょうか。 当該納付金以外に、指定管理者負担金等として支出を見込む必要はありますか。	利益配分に基づく納付金については、収支計画書上、記載の必要はありません。また、税務会計上、どのような取扱いになるか等、詳細については、税務署や税理士などの専門家にご相談ください。 弘済長寿苑においては、利益配分に基づく納付金以外に指定管理者に負担金として求めるものは想定しておりません。